

明石市市民参画条例
平成26年度の運用状況報告

明 石 市

I 本編

1 市民参画手続の実施状況

(1) 平成 26 年度の市民参画手法の実施状況について.....	(1)
(2) 市民参画手続実施の成果について～意見公募手続による成果～	(3)
(3) 特徴的な市民参画手法について	(4)
(4) 市民参画手続の各実施原則の実施状況	(5)
2 政策提案の取扱状況	(6)

II 参考資料編

1 市民参画手続の実施詳細

(1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧	(7)
(2) 意見公募手続	(1 1)
(3) 審議会等手続	(1 3)
(4) 意見交換会手続	(1 4)
(5) その他の手法	(1 5)

※ワークショップ手続、公聴会手続及び政策公募手続の実績はありませんでした。

2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等

(条例・計画)

(1 6)

3 平成 26 年度に設置していたすべての審議会等の状況

(1) 法律・条例に基づく審議会等	(2 0)
(2) 規則・要綱に基づく審議会等	(2 3)

4 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図

① 判断基準	(2 5)
② フロー図	(2 8)

I 本編

1. 市民参画手続の実施状況

(1) 平成 26 年度の市民参画手法の実施状況について

平成 26 年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等（条例制定や計画書策定等）の数は 18 件でした。

このうち、市民参画条例で実施することが義務付けられている「意見公募手続」を平成 26 年度に実施した政策等は 16 件でした。実施しなかった 2 件のうち、1 件は平成 25 年度に実施済みであり、もう 1 件は審議会が平成 27 年度まで続くことから、審議会終了後に意見公募手続を実施する予定となっています。つまり、年度を限定しなければ、全ての政策等で意見公募手続を実施若しくは実施予定となっています。

市民参画条例では複数の参画手法により市民参画手続を実施することが努力義務として規定されています。平成 26 年度は必ず実施しなければならないとされている意見公募手続以外に、審議会等の開催、意見交換会、その他の手法が市民参画手続として実施されました。

審議会等の開催については、18 政策等のうち 17 政策等で実施されました。一つの審議会等が複数の政策等を検討したケースがありましたので、審議会等の実数は 12 審議会等となっています。

意見交換会については、「財政健全化推進計画及び公共施設配置適正化基本計画の策定」において実施されました。平成 26 年 11 月に 4 回開催し、延べ 73 人が参加し、49 件の意見をいただきました。

その他の手法については、「火災予防条例の一部を改正する条例」において実施されました。火災予防条例の対象となるイベント主催者や出店者 746 人に対して条例の改正内容をイベント開催時に説明し、意見を聴取しました。

◎各市民参画手法の実施状況

政策等数： 18 件	市民参画手法						
	意見公募	審議会等	意見交換会	その他※3	ワークショップ	公聴会	計
実施件数	16 件※1	17 件※2	1 件	1 件	—	—	35 件
意見数	268 意見		49 意見	—	—	—	317 意見
参加者数 (傍聴者数)		347 人	73 人	746 人	—	—	1,166 人

※1 政策等数 18 件のうち意見公募を 26 年度に実施しなかったのは 2 件であるが、このうち 1 件は 25 年度に実施済み。またもう 1 件は 27 年度に実施予定。

※2 審議会等は政策等ベースで延べ件数をカウントした。一つの審議会が複数の政策等を検討するケースが 3 ケースあり、審議会の実数は 12 審議会となっている。

※3 その他の市民参画手法

火災予防条例の対象となるイベント主催者や出店者に対して条例の改正内容をイベント開催時に説明し、意見を聴取した。

★経年比較

[実施件数比較]

	実施 件数	市民参画手法						計
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ ^o	公聴会	その他	
H 26	18 件	16 件	17 件※	1 件	—	—	1 件	35 件
H 25	9 件	8 件	3 件	1 件	—	—	1 件	13 件
H 24	13 件	10 件	10 件	1 件	—	—	3 件	24 件

※ 審議会等は政策等ベースで延べ件数をカウントした。審議会の実数は 12 審議会となっている。

[1 件当たりの意見数、参加者数]

		市民参画手法					
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ ^o	公聴会	その他
H 26	意見数	17 意見		49 意見	—	—	—
	参加者数		29 人※ ¹	73 人	—	—	746 人
H 25	意見数	30 意見 (26 件※ ²)		— ※ ³	—	—	—
	参加者数		13 人	— ※ ³	—	—	70 人
H 24	意見数	76 意見 (12 件※ ⁴)		41 意見	—	—	2,256 意見
	参加者数		31 人	60 人	—	—	130 人

※ 1 審議会の実数 12 審議会 で割った傍聴者の平均人数。

※ 2 広報紙を利用したアンケート形式で意見募集した 1 件(意見数 55 意見)を除いた平均件数。

※ 3 犯罪被害の体験等のセンシティブな議題を取り扱う内容であり、参加者による自由な意見交換を行える環境を確保するため、参加者を限定し、かつ非公開としたもの。

※ 4 広報紙を利用したアンケート形式で意見募集した 1 件(意見数 653 意見)を除いた平均件数。

(2) 市民参画手続実施の成果について～意見公募手続による成果～

平成 26 年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等 18 件のうち意見公募手続を実施したのは 16 件でした。この 16 件のうち、10 件で意見が提出されました。

意見が提出された 10 件のうち、5 件において、政策等（案）を修正しました。その内容は以下のとおりです。

◎意見公募手続における意見の提出状況と意見の反映状況

意見公募手続において意見が提出された政策等数	10 件 / 16 件
意見が提出された政策等のうち政策等（案）を修正した政策等数	5 件 / 10 件 プラス 1 件は修正を検討中

★意見公募手続により修正した政策等（案）の修正概要

修正した政策等名	修正概要
財政健全化推進計画及び公共施設配置適正化基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び市役所組織の事務効率の向上に関する目標や計画を記載する必要があるのではないかという意見を受けて、計画の中に「事務効率の向上」という項目を追加しました。
明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画（介護保険条例の改正内容含む）	<ul style="list-style-type: none"> 事業費用の合計金額が増加している要因を明記したほうが良いという意見を受けて、その要因説明を計画に反映しました。 今後実施予定の事業について、実施までの目標や計画を追記してはどうかという意見を受けて、その内容を計画に反映しました。
手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> 手話言語等コミュニケーション施策推進協議会に関する規定事項で、協議会の運営に関する規定がないので、詳細の内容は規則に委任するという内容でもよいので条例に規定すべきであるという意見を受けて、運営に関する規定を設け、規則委任する旨を反映しました。 その他、文言の表現に関する意見を受けて、表現を複数修正しました。
明石市障害福祉計画（第 4 期）の策定	<ul style="list-style-type: none"> 計画内容の「相談マネジメント体制の充実」という項目について、相談者の課題を解決する能力を有する人材を確保していく事が重要であり、確保する人材像を詳しく明記した方がよいという意見を受けて、「相談支援に必要な専門知識や技術を有する人材」を確保・育成していくことを計画の中に反映しました。
都市計画道路の廃止候補路線の確定	<ul style="list-style-type: none"> 住民の意見を集約して提出したいので、廃止予定の路線について確定時期を延長して欲しいとの意見を受けて、廃止路線の確定時期を延長しました。

意見を受けたうち、修正を行わなかった理由としては主に、①条例や計画の運用面に関する質問や意見、②意見公募した政策等とは完全に一致しないが関連する施策等への意見、であることが挙げられます。これらについては、実現可能なものについては対応していく旨がそれぞれの意見公募結果にまとめられています。

つまり、条例や計画を直接的に修正する以外でも意見を取り入れようとする意向が示されており、市民参画手続により、より充実した施策展開等が実施されていることが窺えます。

これら以外にも、条例には反映しないが、規則に反映するという対応をとる政策等もあり、各課ともできるだけ意見を汲み入れようと努めています。

(3) 特徴的な市民参画手法について

① イベント開催時の意見聴取および広報あかしへのアンケート掲載

平成 26 年度に実施された市民参画手法の中で、特徴的な市民参画手法を採った政策等として消防本部予防課の「火災予防条例の一部を改正する条例」が挙げられます。

同条例改正では、消防本部予防課が平成 26 年 4 月～8 月にかけて、火災予防条例の対象となるイベント主催者や出店者 746 人に対して条例の改正内容をイベント開催時に説明し、意見を聴取しました。

また、平成 26 年度には実施されませんでしたでしたが、意見公募手続の一つの手法として、「広報あかし」にアンケートを掲載し、そのページを切り取れば封筒になるページを作成し、より意見を貰いやすくする工夫を行った手法も採られたケースもありました。この手法によって非常に多くの意見を得られた政策等もありました。

「火災予防条例の一部を改正する条例」の市民参画手続で得られた意見はありませんでしたが、この事例のように、定型の手続きだけではなく、今後もより多くの意見を聴取する工夫を行っていく必要があると考えます。

② まちづくり市民意識調査

市全体のまちづくりの進捗状況を把握し、さまざまな分野における今後の施策展開に生かしていくため、市民の明石のまちへの思いや市が進めている施策等に対する満足度、各分野における意識や行動についての調査（18 歳以上の市民 5,000 人を無作為抽出したアンケート調査）を実施しました。

市民参画条例に基づく手続きではありませんが、このような形で、市政への参画を促すのも、特徴的な市民参画の一手法であると考えます。



(4) 市民参画手続の各実施原則の実施状況

手法		実施原則	実施件数(※)		平成26年度に実施しなかった理由
			H26	H25	
共通	複数手法	複数の参画手法を併用している	17件/18件	4件/6件	● 懇話会において平成27年度も継続審議するため。(明石市水道事業経営戦略の策定…平成27年度に意見公募手続を実施予定)
	複数の方法で公表	複数の方法で公表している	17件/18件	9件/9件	● 懇話会において平成27年度も継続審議するため。(明石市水道事業経営戦略の策定…平成27年度に意見公募手続を実施予定)
意見公募	実施	対象事項に該当する施策について意見公募手続を実施	16件/18件	5件/5件	● 平成25年度に既に意見公募手続を実施済みであるため。 ● 平成26年10月に懇話会を設置し、現在懇話会において審議中であり、懇話会終了後に実施予定であるため。
	意見公募期間	意見公募期間を30日以上とっている	16件/16件	7件/8件	● -
	公表	提出された意見、意見に対する検討結果及びその理由等を公表している	15件/16件	8件/8件	● -
審議会等	委員数	20人以内	11件/12件	3件/3件	● 所掌事務の範囲が広く、幅広く関係者からの意見聴取をする必要があるため。(子ども・子育て会議)
	男女比	男女いずれもが委員総数の3割以上	8件/12件	3件/3件	● 関係機関からの推薦者に男性が多かったため。(都市計画審議会/新型インフルエンザ対策推進協議会) ● 専門性を要する内容であり、男女比を考慮しにくい。(個人情報保護審議会/明石市水道事業の今後のあり方懇話会)
	公募市民	公募による市民が委員総数の2割以上	8件/12件	2件/2件	● 幅広い立場の人から均等に意見を貰う必要があったため。(協働のまちづくり推進条例検討委員会) ● 専門性が必要であるため。(個人情報保護審議会/手話言語及び点字・ひらがな表記等に関する条例検討委員会) ● 会議が関係機関相互の連携強化を図る目的で設置したものであるため。(新型インフルエンザ対策推進協議会)
	委員名簿	委員の氏名、選任の区分等を公表可能としている	12件/12件	3件/3件	● -
	開催通知	開催日の2週間前までに審議事項、日時等を公表している	12件/12件	3件/3件	● -
	公開	会議を公開で開催している	11件/12件	3件/3件	● 非開示情報を扱うため。(個人情報保護審議会)
	公表	会議録を作成し、公表している	11件/12件	3件/3件	● 非開示情報を扱うため。(個人情報保護審議会)
意見交換会	開催通知	開催日の2週間前までに議題、日時等を公表している	1件/1件	0件/0件	● -
	公表	開催記録を作成し、公表している	1件/1件	0件/0件	● -
その他	実施公表	実施日の2週間前までに事案の内容、市民参画手法の名称・内容、日時等を公表している	0件/1件	1件/1件	● 条例の対象者はイベント主催者や出店者に限られ、イベント会場において説明を実施するため。(火災予防条例の一部を改正する条例)
	結果公表	実施結果等を公表している	0件/1件	1件/1件	● 特に意見や要望がなかったため。(火災予防条例の一部を改正する条例)

※ 平成25年度に策定した「市民参画手続の実施に関する判断基準」に基づき、件数を計上。

2 政策提案の取扱状況

以下のとおり、1件の提案がありました。

◎提案内容

提案日	政策の名称	担当課
平成26年7月9日	明石市立中学校における免許外教科担任の解消	教育委員会事務局 学校教育課
提案する政策の趣旨、目的、背景(提案書本文より)		
<p>【趣旨】明石市立中学校における免許外教科担任の常態化を解消する制度を整える。</p> <p>【背景】免許外申請は本来、へき地等における小規模の学校において免許状を有する教員が全ての教科採用困難な場合に申請すると教科外の教員が授業をすることができ、期間は1年間という特例制度である。それにもかかわらず、へき地に該当しない市の中心地で、当制度が数年にわたり常態化されている。本年度、教員再任用による教科担当採用に向けての取り組みはあったが、該当する中学校への進学を控える子どもを持つ親としては、一時的な対応では不安がある。</p> <p>【目的】互いに隣接する市立中学校同士、同等の教育環境を整える。明石市立中学校の生徒たちが、専門教科の免許を持つ教員の授業を受けることができる制度を整える。</p>		

◎提案に対する検討・対応について

政策提案を受け、市では、教育委員会事務局及び市長部局政策室の職員、また、提案者を代表する数名の方からなる検討会議を実施しました。

検討会議は、平成26年9月から12月にかけて3回開催し、免許外教科担任の解消の方策、今後の方向性について、「学校規模の適正化」、「県による教職員配置の改善」、「市費での非常勤講師の配置」、「兼務発令」、「免許外教科サポート指導員制度」の5つの観点から、意見交換を行いました。

平成27年度においては、学級増に伴う教員定数増による教員配置や県教育委員会から配当された非常勤講師の配置により、市内中学校における免許外教科担任の解消を図ることができました。

II 参考資料編

1 市民参画手続の実施詳細

(1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧

No	政策等の名称	担当部署		政策等の策定時期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法						未達成理由				
		部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施(条例第6条第2項に該当する政策等に限定。)		
1	新型インフルエンザ等対策行動計画の改定	総合安全対策局		H27.3	新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、平成25年10月に実行計画が改定されたため、実行計画との整合性を図ることを目的に市行動計画を改定する。	条例第6条第2項第2号	○	明石市新型インフルエンザ等対策推進協議会									
2	明石市個人情報保護条例の一部改正	政策部	市民相談室	H27.3	亡くなった人の個人情報の開示請求などについて定めるため、明石市個人情報保護条例の一部を改正する。	条例第6条第2項第3号	○	個人情報保護審議会									
3	(仮称)明石市住民投票条例の制定	総務部	法務課	27年度中	明石市自治基本条例第14条第3項の規定に基づき、住民投票の実施に關し必要な事項を定める(仮称)明石市住民投票条例を制定する。	条例第6条第2項第3号		住民投票条例検討委員会									
4	財政健全化推進計画及び公共施設配置適正化基本計画の策定	財務部	財政健全化室	H27.3	財政健全化の基本方針や目標、取り組み項目等を示した「明石市財政健全化推進計画」を策定する。 公共施設配置適正化の基本方針や数値目標、施設種別ごとの方向性を示した「明石市公共施設配置適正化基本計画」を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	財政健全化推進市民会議									
5	(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例の制定	コミュニティ推進部	市民協働推進室	H28.3	明石市自治基本条例の実効性を高めるために、協働のまちづくりの仕組みや推進方策等必要な事項を定めた(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例を制定する。	条例第6条第2項第3号	○	(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会									

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法						未達成理由				
		部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の要請(条例第6条第2項に該当する政策等に限り。)		
6	手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定	福祉部	福祉総務課	H27.3	手話言語の普及並びに障害者の情報の利用及びコミュニケーションの促進により、障書の有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現を目指す「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」の制定	条例第6条第2項第3号	○	(仮称)明石市手話言語及び点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段を促進する条例検討委員会									
7	地域包括支援センター等の職員等に関する条例の制定	福祉部	高年介護室	H27.3	介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を制定する	条例第6条第1項	○	地域包括支援センター運営協議会									
8	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定	福祉部	高年介護室	H27.3	介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定	条例第6条第1項	○	地域包括支援センター運営協議会									
9	明石市高齢者いきいき福祉計画事業計画	福祉部	高年介護室	H27.3	地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目指して、地域包括ケアシステムの構築や介護保険料額などを定めた平成27～29年度の計画を策定した。	条例第6条第2項第2号	○	明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護事業計画策定委員会									

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法					未達成理由			
		部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施(条例第6条第2項に該当する政策等に限定。)
10	明石市障害福祉計画(第4期)の策定	福祉部	障害福祉課	H27.3	明石市における障害福祉サービス提供体制の計画的な整備と推進を図るため、明石市障害福祉計画(第4期)を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	明石市地域自立支援協議会							
11	明石市子ども・子育て支援事業計画の策定	子ども未来部	子ども育成室	H27.3	平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることに伴い、市における今後の子育て支援等施策を定めた事業計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	子ども・子育て会議							
12	明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	子ども未来部	子ども育成室	H26.9	平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることに伴い、標記基準について国の基準をふまえ市が条例で定めることとされたため。	条例第6条第2項第3号	○	子ども・子育て会議							
13	明石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	子ども未来部	子ども育成室	H26.9	平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることに伴い、標記基準について国の基準をふまえ市が条例で定めることとされたため。	条例第6条第2項第3号	○	子ども・子育て会議							
14	都市計画道路見直し方針の策定	都市整備部	都市計画課	H26.12	都市計画道路の見直しにあたり、本市の地域性を踏まえ、必要性の検証と段階的な見直しを進めるための方針を策定する。	条例第6条第2項第5号	○	都市計画審議会							
15	都市計画道路の廃止路線の確定	都市整備部	都市計画課	H27.3	都市計画道路見直し方針に基づき抽出された廃止候補路線を廃止路線として確定する。	条例第6条第2項第5号	○	都市計画審議会							
16	生産緑地地区の指定及び管理に関する要綱の制定	都市整備部	都市計画課	未定	生産緑地地区制度を導入するため、指定の要件などを定めた要綱を制定する。	条例第6条第2項第5号	○	都市計画審議会							

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定時期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法					未達成理由				
		部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施(条例第6条第2項に該当する政策等に限る。)	
17	明石市水道事業経営戦略の策定	水道部	総務課	H28.3	明石市水道事業が今後50年後も安定した経営を続けるため、経営戦略を策定する。	条例第6条第2項第2号		明石水道事業の今後のあり方懇話会						平成27年度中に意見公募を実施する予定であるため。		
18	火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部	予防課	H26.9	屋外における確しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な確しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるもの。	条例第6条第2項第3号										

市民参画手続き実施の必要性は低かったが手続きを実施した政策等(集計対象外)

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定時期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法					未達成理由					
		部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施(条例第6条第2項に該当する政策等に限る。)		
1	「明石市債権の管理に関する条例」の制定	財務部	債権管理課	H27.3	現行の「明石市私債権の管理に関する条例」及び「使用料等の督促及び滞納処分に関する条例」において個別に規定されている事項を統合し、市債権の取扱いについて統一的な処理基準を定め、安定的な債権確保を目的とした「明石市債権の管理に関する条例」を制定する。	条例第6条第2項第3号										条例第6条第3項第1号に該当するが、広く市民に広報することを目的として、意見公募を実施した。なお、意見公募を実施した条例の大部分は、現行の条例において規定されていることと、意見公募以外に広く市民に広報する市民参画の手法が考えにくいため、意見公募の実施のみとした。	
2	明石市空家等の適正な管理に関する条例の制定	都市整備部	建築安全課	H27.3	空家等の適正な管理に関し、市民等の生命、身体、財産の保護及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とし、明石市空家等の適正な管理に関する条例の制定をする。	条例第6条第2項第3号											当初、独自条例の制定を検討していたが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されたことで、同法を補完する(市長等の裁量の余地のない)条例制定へと変更したため。

(2) 意見公募手続

No.	政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出数					意見の提出方法（人数）			提案等の修正の経緯	未達成理由		
		部名	課名	開始日	終了日		人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	結果の公表方法		30日以上の意見提出期間	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による採決の公表
1	新型インフルエンザ等対策行動計画の改定	総合安全対策局		H27.1.4	H27.2.3	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 総合安全対策局窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ	提出意見がゼロであり、意見公募後の計画修正が無かったため。
2	明石市個人情報保護条例の一部改正	政策部	市民相談室	H26.12.5	H27.1.5	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ	提出意見がゼロであり、意見公募後の計画修正が無かったため。
3	財政健全化推進計画及び公共施設配置適正化基本計画の策定	財務部	財政健全化室	H27.1.15	H27.2.13	市広報紙 市ホームページ 市民センター 市民協働センター 行政情報センター 財政健全化室	4	13	1	1	1	1	0	0	0	有	市ホームページ 財政健全化室	
4	(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例の制定	コミュニティ推進部	市民協働推進室	H24.11.30	平成27年度6月ごろまで臨時	市ホームページ 市民センター 市民協働推進室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	公表なし (継続中のため)	意見公募期間が続いており、意見をまだ集め切っていないため。
5	手話言語を確立するとともに差別禁止・盲導等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定	福祉部	福祉総務課	H26.12.18	H27.1.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 福祉総務課窓口	49	74	0	1	27	20	1	0	0	有	市ホームページ 福祉総務課窓口	
6	地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定	福祉部	高齢介護室	H26.12.18	H27.1.19	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 高齢介護室窓口	1	2	0	0	1	0	0	0	0	無	市ホームページ 市民センター 高齢介護室窓口	
7	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定	福祉部	高齢介護室	H26.12.18	H27.1.19	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 高齢介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 市民センター 高齢介護室窓口	
8	明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画（介護保険条例の改正内容含む）	福祉部	高齢介護室	H27.2.17	H27.3.20	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 高齢介護室窓口	10	11	0	4	5	2	0	0	0	有	市ホームページ 市民センター 高齢介護室窓口	
9	明石市障害福祉計画（第4期）の策定	福祉部	障害福祉課	H26.12.26	H27.1.26	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 障害福祉課窓口	1	2	0	0	0	2	0	0	0	有	市ホームページ 障害福祉課窓口	

No.	政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出数				意見の提出方法(人数)				提出意見の検討		未達成理由		
		部名	課名	開始日	終了日		人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	政策等の案の修正の有無	結果の公表方法	30日以上の意見提出期間	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による結果の公表	
10	明石市子ども・子育て支援事業計画の策定	子ども未来部	子ども育成室	H26.10.1	H26.10.31	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 子ども育成室窓口	12	35	1	0	10	1	0	0	0	無	市ホームページ 子ども育成室窓口		
11	明石市特定教育・保育施設及び指定地型型保母事業の運営に関する基準を定める条例及び施行規則の制定	子ども未来部	子ども育成室	H26.7.11	H26.8.11	市ホームページ 市民センター 行政情報センター 子ども育成室窓口 青少年教育課窓口	4	7	0	0	4	0	0	0	0	無	市ホームページ 子ども育成室窓口		
12	明石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	子ども未来部	子ども育成室	H26.7.11	H26.8.11	市ホームページ 市民センター 行政情報センター 子ども育成室窓口 青少年教育課窓口	6	11	1	3	1	0	0	0	0	無	市ホームページ 子ども育成室窓口		
13	都市計画道路見直し方針の策定	都市整備部	都市計画課	H26.9.1	H26.9.30	市広報紙 市ホームページ 市民センター サービスコーナー 都市計画課窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 都市計画課窓口		
14	都市計画道路の廃止候補路線の確定	都市整備部	都市計画課	H26.12.15	H27.1.30	市広報紙 市ホームページ 市民センター サービスコーナー 行政情報センター 都市計画課窓口	3	3	1	0	0	2	0	0	0	有	市ホームページ 都市計画課窓口		
15	生産地地区の指定及び管理に関する要綱の制定	都市整備部	都市計画課	H27.1.5	H27.2.3	市広報紙 市ホームページ 市民センター サービスコーナー 都市計画課窓口	44	110	3	5	25	11	0	0	0	検討中	市ホームページ 都市計画課窓口		
16	火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部	予防課	H26.7.1	H26.7.31	明石市防災センター 消防本部及び各消防署所 市ホームページ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ	提出意見がゼロであり、意見公募後の計画修正が無かったため。	

市民参画手続き実施の必要性は低かったが意見公募手続きを実施した政策等(集計対象外)

No.	政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出数				意見の提出方法(人数)				提出意見の検討		未達成理由		
		部名	課名	開始日	終了日		人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	政策等の案の修正の有無	結果の公表方法	30日以上の意見提出期間	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による結果の公表	
1	健康の管理に関する条例(業案)について	財務部	債権管理課	H26.12.15	H27.1.15	市ホームページ 市民センター 行政情報センター 公示板	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ	提出意見がゼロであり、意見公募後の計画修正が無かったため。	
2	明石市空家等の適正な管理に関する条例の制定	都市整備部	建築安全課	H26.12.17	H27.1.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 建築安全課窓口	1	3	0	0	0	1	0	0	0	無	市ホームページ 建築安全課窓口		

(4) 意見交換会手続

№	政策等の名称	担当部署		実施日時・場所			実施の公表		参加対象	参加者数	意見数	開催記録の公表方法	未達成理由		
		部名	課名	年月日	曜日	時間	場所	方法					期間	2週間前までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表
1	財政健全化推進計画及び公共施設整備適正化基本計画の策定	財務部	財政健全化室	H26.11.3 H26.11.6 H26.11.7 H26.11.9	月 木 金 日	14:00～16:00 19:00～21:00 19:00～21:00 10:00～12:00	アスピア明石市館7階会議室 センター産業交流センター4階研修室 1A会議室 西郡市民会館	市広報紙 市ホームページ 市民センター 小・中学校区コミュニティ・センター その他 自治会・町内会 行政情報センター 財政健全化室	市広報紙 H26.11.15～ H26.11.1 ～ その他 H26.11.15～ H26.11.9	対象指定なし	73	49	市ホームページ 財政健全化室		

(5) その他の手法

№	政策等の名称	担当部署		具体的内容	実施方法（日時・期間・場所など）	実施の公表		対象	参加者・提出数など	結果の公表方法	未達成理由	
		部名	課名			方法	期間				2週間前までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表
1	火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部	予防課	イベント会場において、各イベント主催者や出庄者などから意見・要望等を取	【期間】H26.4.13～H26.8.31 【対象】イベント主催者	対象者に対してイベント会場にて説明を実施	H26.4.13～ H26.8.31	イベント主催者	(店舗数) 746	公表なし	当該条例の対象者はイベント主催者や出庄者に限られ、イベント会場において説明を実施するため。	当該条例の対象者はイベント主催者や出庄者に限られ、イベント会場において説明を実施し、特に漁民や整理がなかつたため。

2 制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等（条例・計画）

＜条例＞		件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
番号	公布年月日					
1	H26.7.1	明石市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例	社会教育法の一部改正により、これまで全国一律に定められていた社会教育委員の委嘱の基準を地方公共団体が自ら定めることとされたことに伴い、当該基準を定めるなどの規定の整備を図ったもの。	C	判断基準 I ⑦	青少年教育課
2	H26.7.1	明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	兵庫県の行財政構造改革による母子家庭等医療費助成事業の見直しに伴い、母子家庭等医療費の助成につき、対象者の所得制限及び一部負担額の見直しを行うなどの規定の整備を図ったもの。	C	判断基準 I ⑧	児童福祉課
3	H26.7.1	明石市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	兵庫県の行財政構造改革による老人医療費助成事業の見直しに準じ、老人医療費の助成につき、自己負担割合等の見直しを行ったもの。	C	判断基準 I ⑧	長寿医療課
4	H26.7.1	明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例	地方自治法の規定に基づく指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者が行う業務の範囲などの規定の整備を図ったもの。	C	判断基準 I ⑦	卸売市場
5	H26.7.1	明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	明南町2丁目地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めたもの。		条例第10条	建築安全課
6	H26.7.1	明石市消防団員に係る退職報酬金の支給に関する条例の一部を改正する条例	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員に対する退職報酬金の支給額を引き上げたもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課
7	H26.7.1	明石市職員の特殊勤務手当に関する条例及び明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	特殊勤務手当について、本市の厳しい財政状況及び他都市の動向等を踏まえ、廃止及び引き下げを原則とする抜本的な見直しを行ったもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課
8	H26.9.26	明石市市民センター設置条例の一部を改正する条例	明石市大久保市民センターの所管区域における土地区画整理事業の施行及び住居表示整備事業の実施による町の設定に伴い、規定の整備を図ったもの。	A	条例第6条第3項第5号	大久保市民センター

※「区分」のA、Cは、「(5) 参考：市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図」の「④判断基準」に記載の図にあるA、Cを指します。
 ※「実施しなかった理由」の判断基準①～⑩は、「(5) 参考：市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図」の「④判断基準」に記載の表の①～⑩を指します。
 ※参考：市民参画条例第6条第3項各号
 (1) 市税の賦課徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。その他金銭の徴収に関するもの）
 (2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの。
 (3) 法令（法律、法律に基づく命令（告知を含む。）並びに条例及び規則をいう。以下同じ。）に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの
 (4) 市長等の期間内部の事務処理に関するもの
 (5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの
 (6) 特に緊急の必要のため、作成すべきものであって、市民参画手続を行う暇がないもの

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
9	H26.9.26	明石市個人情報保護条例の一部を改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報保護評価の第三者点検を個人情報保護審議会に行わせるに当たり規定の整備を図ったもの。	C	判断基準 I ⑥	市民相談室
10	H26.9.26	明石市市税条例等の一部を改正する条例	地方税法等の一部改正に伴い、法人市市民税及び軽自動車税の税率を変更するなどの規定の整備を図ったもの。	A	条例第6条第3項第1号	税制課
11	H26.9.26	次代の社会を担う子どもを健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	次代の社会を担う子どもを健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、明石市福祉事務所設置条例及び明石市立総合福祉センター条例について規定の整備を図ったもの。	C	判断基準 I ⑧	福祉総務課
12	H26.12.26	明石市立ゆかりがご園条例及び明石市立知的障害児通園療育施設条例の一部を改正する条例	児童福祉法の一部改正（条項移動）に伴い、明石市立ゆかりがご園条例及び明石市立知的障害児通園療育施設条例について規定の整備を図ったもの。	C	判断基準 I ⑧	発達支援課
13	H26.12.26	明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	産科医療補償制度の拠金の減額に伴い、出産育児一時金の加算額を減額する一方、出産費用が上昇傾向にあることを考慮して出産育児一時金の基礎額を増額し出産育児一時金の総額を維持しようとしたもの。	C	判断基準 I ⑥	国民健康保険課
14	H26.12.26	明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う道路に関する指導基準の見直し、下水道に関する指導基準の見直しなどの規定の整備を図ったもの。	C	判断基準 I ⑧	開発審査課
15	H26.12.26	明石市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	児童扶養手当法の一部改正（条項移動）に伴い、規定の整備を図ったもの。	C	判断基準 I ⑧	消防総務課
16	H26.12.26	明石市職員の給与に関する条例及び明石市立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告を踏まえ、明石市職員の給料月額及び勤労手当の支給率等を引き上げる一方で、給与水準の適正化のため、定期昇給を半減する措置を講じたもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課
17	H26.12.26	明石市特別職の職員に給与に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に基づき国家公務員の特別給の取扱いを踏まえ、明石市特別職の職員の期末手当の支給率を引き上げたもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課
18	H26.12.26	明石市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に基づき国家公務員の特別給の取扱いを踏まえ、明石市教育長の期末手当の支給率を引き上げたもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課
19	H26.12.26	明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に基づき国家公務員の特別給の取扱いを踏まえ、明石市公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げたもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課
20	H27.3.31	明石市保育の実施に関する条例を廃止する条例	新たに制定された子ども・子育て支援法施行規則において保育の必要性の認定基準が定められ、条例で基準を定めておく必要がなくなることから、条例を廃止したもの。	A	条例第6条第3項第3号	こども育成室

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
21	H27.3.31	明石市公告式条例の一部を改正する条例	掲示場の設置場所における町名及び地番の表記について規定の整備を図ったもの。	C	判断基準 I ⑧	総務課
22	H27.3.31	明石市行政手続条例の一部を改正する条例	行政手続法の一部改正の趣旨にのっとり、行政指導の方式について所要の整備を図るとともに、法律等の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を新設したもの。	A	条例第6条第3項第3号	総務課
23	H27.3.31	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	兵庫県が学校医及び学校歯科医の報酬の取扱いを踏まえ、明石市が学校医及び学校歯科医の報酬の上限額を上げたもの。	C	判断基準 I ⑦	学校教育課
24	H27.3.31	明石市手数料徴収条例の一部を改正する条例	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正（題名変更）に伴い、規定の整備を図ったもの。	A	条例第6条第3項第5号	農水産課
25	H27.3.31	明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築基準法の一部改正に伴い、建築物確認申請等の手数料を改定するほか、住宅性能評価書を添付した場合の長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査、既存不適格建築物の移転の特例の認定申請に対する審査及び建替えを行うマンションの容積率の特例の許可申請に対する審査に係る手数料を新設したもの。	A	条例第6条第3項第5号	建築安全課
26	H27.3.31	明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	県立学校教員及び専費負担教員の給与と改定の取扱いに準じ、明石市教員について、特殊勤務手当を上げたもの。	C	判断基準 I ⑦	教育委員会総務課
27	H27.3.31	明石市立学校条例の一部を改正する条例	子ども・子育て支援法の制定に伴い、市立幼稚園の保育料の額について政令で定める額を限度として規則で定める額とするなどの規定の整備を図ったもの。	A	条例第6条第3項第1号	こども育成室
28	H27.3.31	明石市立保育所条例の一部を改正する条例	子ども・子育て支援法の制定に伴い、政令で定める額を限度として規則で定める額を市立保育所の保育料として徴収することを定めるなどの規定の整備を図ったもの。	A	条例第6条第3項第1号	こども育成室
29	H27.3.31	明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	地方税法の一部改正（条項移動）に伴い、規定の整備を図ったもの。	C	判断基準 I ⑧	障害福祉課
30	H27.3.31	明石市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業者の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険法により、厚生労働省令に定める基準に従い条例で定めることとされている指定地域密着型サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準について、当該省令の一部改正に伴い規定の整備を図ったもの。	C	判断基準 I ⑧	高年介護室
31	H27.3.31	明石市農業共済条例の一部を改正する条例	農業災害補償法施行規則の一部改正に伴い、園芸施設共済における復旧費用補償の導入及び撤去費用補償の対象の拡大を行うなどの規定の整備を図ったもの。	C	判断基準 I ⑥	農水産課

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
32	H27.3.31	明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告を踏まえた本市一般職の給与改定に準じ、任期付職員の給料月額を引き上げるなどの規定の整備を図ったもの。	C	判断基準I⑦	人事課
33	H27.3.31	明石市立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	兵庫県の行財政構造改革に伴う給料の減額措置の緩和に準じ、市立高等学校教員の給料の減額措置を緩和するなどの規定の整備を図ったもの。	C	判断基準I⑦	教育委員会総務課
34	H27.3.31	明石市職員の給与に関する条例及び明石市立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告を踏まえた給与制度の総合的見直しを実施するまでの措置として、原則平成28年1月の定期昇給を停止するなどの規定の整備を図ったもの。	C	判断基準I⑦	人事課
35	H27.3.31	明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の引上げを行うとともに、経費動向等を踏まえ、軽減判定所得の基準を緩和するなどの規定の整備を図ったもの。	A	条例第6条第3項第1号	国民健康保険課

<計画>

番号	策定年月	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
1	H26.7	平成26年度明石市交通安全実施計画の策定	交通事故の減少を目的とし、市が主体となつて実施する平成26年度の具体的な交通安全施策を示した計画を策定。	C	判断基準⑩	交通安全課

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数										委員公募			委員名簿の公表			開催実績	会議の公開				会議録の公表		個別HPの有無	未達成理由					開催予定	備考						
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H26実績	公表しない理由		H26実績	可否	H26実績	傍聴者数(延)	公開しない理由	可否		H26実績	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)			会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H27			
																																								委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)
20	地方独立行政法人 明石市立市民病院 評価委員会	地域医療課	H22.9	法律 条例	地方独立行政法人法 地方独立行政法人明 石市立市民病院評価 委員会条例	・各事業年度及び中期目標期 間の業務実績評価結果を踏ま え、法人へ業務運営の改善を 勧告する。 ・中期目標を作成・変更する 際に意見を。 ・中期計画の作成、変更を市 長が認可する際に意見する。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	-	医療又は経営等の 知識が必要なため	○	○	-	3	○	3	13	-	○	○	有		条例に定める委員の資 格から、学識経験者や 医療関係者など対象者 が限られるため						有				
21	明石文化芸術創生 会議	文化振興課	H21.6	条例	明石文化芸術創生条 例	文化芸術の振興に関する重要 事項を調査審議する。	4	0	2	3	9	4	5	○	0	2	3	論文	-	○	○	-	2	○	○	0	-	○	○	有								有				
22	文化財審議会	文化振興課	S41.12	法律 条例	文化財保護法 文化財保護条例	文化財の保存及び活用に関し 必要な調査研究を行うため 審議を行う。	5	0	0	0	5	5	0	×	-	-	-	-	文化に高度な 専門的な知識が必要 なため	○	○	-	3	○	○	2	-	○	○	無		文化財に係る専門分野 で女性の適任者がいな かったため							有			
23	民生委員推薦会	福祉総務課	S23.7	法律	民生委員法	民生委員・児童委員候補者 の推薦を行う。	2	2	0	11	15	9	6	×	-	-	-	-	人選に関する審議 内容で、個人のプ ライバシーに関する ものであるため	○	○	-	2	×	-	-	厚生労働省通 知で非公開と されているた め	×	-	無								有				
24	障害者介護認定等 審査会	障害福祉課	H18.4	法律 条例	障害者総合支援法 障害者総合支援法の 施行に関する条例	障害支援区分認定等に関する 審査判定を行う。	17	0	0	9	26	18	8	×	-	-	-	-	障害者の実情に通 じ、障害福祉課 の学識経験が必要 なため	×	-	審議の公平 性・中立性を 保持するため	37	×	-	-	個人情報を取 り扱うため	×	-	無		各合議体に、三障 害(身体・知的・精神) の専門分野の委員が必 要となるため(※条例 で定数35人と定めてい る)							有			
25	介護認定審査会	高齢介護課	H11.10	法律	介護保険法	介護保険の要介護認定等に関 する審査判定を行う。	70	0	0	0	70	44	26	×	-	-	-	-	保健、医療又は福 祉に関する学識 経験が必要なため	×	-	審議の公平 性・中立性を 保持するため	378	×	-	-	個人情報を取 り扱うため	×	-	無		取扱件数が多いた め、15の合議体 を置き、分 担して審査判定を行 っているため(※条例 で定数70人と定めてい る)							有			
26	子ども・子育て 会議	こども育成室	H25.9	法律 条例	子ども・子育て支 援法 子ども・子育て 会議条例	子ども・子育て支援事業計 画の策定又は変更に関する事項 等について調査審議する。	2	2	5	14	23	10	13	○	1	4	論文	-	○	○	-	8	○	8	207	-	○	○	有		所掌事務の範囲が 広く、関係者から の意見 聴取をする必要 がある ため(※条例で25 人以内と定めてい る)							有				
27	環境審議会	環境総務課	H11.6	条例	環境の保全及び創 造に関する基本条 例	環境基本計画の策定及び変 更、保護地区等の指定並びに 年次報告に関する事 項について調査審議する。	7	0	4	9	20	13	7	○	2	2	11	論文	-	○	○	-	3	○	3	9	-	○	○	有									有			
28	農業共済損害評 価会	農水産課	S45.10	法律 条例	農業災害補償法 農業共済条例	共済事故の認定に関する重要 事項(農作物共済:損害評価 に関する当初評価高、家畜共 済:家畜共済評価基準、園芸 施設共済:損害の防止)につ いて調査審議する。	19	2	0	0	21	15	6	×	-	-	-	-	農業共済事業及び 農作物又は家畜、 園芸に関する学識 経験が必要なため	○	○	-	0	3	×	-	-	個人情報を取 り扱うため	×	-	無		分野に応じて3つ の部会を置いてお り、それ ぞれの専門分野の委員 が必要となるため(※ 条例で25人以内と定 めている)	委員要件として専門 分野の知識と経験が必要 であり人材が限定され るため							有	
29	交通安全対策 会議	交通安全課	H23.9	法律 条例	交通安全対策基本 法 交通安全対策会議 条例	交通安全計画の作成及び陸上 交通の安全に関する総合的 施策の企画について審議し、 及びその実施の推進を行う。	0	7	3	13	23	16	7	○	2	1	3	論文	-	○	○	-	1	○	1	0	-	○	○	有		国・県・警察等の他 機関、市民団体など、 多くの関係者の参 画が必要 なため(※条例で委 員を25人以内、特 別委員を若干人置 くことができると 定めている。)	公募を実施したが、3 名の応募しなかつた ため。							有		
30	放置自転車 対策審議会	交通安全課	H2.3	法律 条例	自転車の安全利用 の促進及び自転車 等の 駐車対策の総合的 推進に関する法律 自転車等の放置の 防止並びに市立自 転車 駐車場の設置及び 管理に関する条例	放置禁止区域等の指定、解除 又は変更その他自転車等の放 置の防止対策について審議す る。	1	1	2	10	14	10	4	○	0	2	2	論文	-	○	○	-	0	○	0	0	-	○	-	有		関係行政機関や公共 輸 送事業者の代表が男 性である場合が多 いため	公募を実施したが、2 名の応募しなかつた ため。							有	平成26年度につ いては、審議事項 がなかつたため開 催せず。	
31	住居表示審議会	都市計画課	S37.10	条例	附属機関の設置に 関する条例	住居表示整備事業に関する 重要事項について調査審議す る。	3	0	0	3	6	5	1	×	-	-	-	-	審議内容が専門 的な内容であるこ と及び住居表示の 実施については特 定の地域に限定さ れるため	○	○	-	0	○	0	-	-	○	-	有		主に関係機関の長を 選任しており、それ ら関係機関の長が 男性であるため								無		
32	都市計画審議会	都市計画課	H12.4	法律 条例	都市計画法 都市計画審議会条 例	都市計画に関する事項を調査 審議する。	5	0	4	11	20	15	5	○	1	3	13	論文及び 直接	-	○	○	-	3	○	3	7	-	○	○	有		関係機関からの推 薦に 男性が多かつたた め								有		
33	都市景観審議会	都市計画課	H4.6	条例	都市景観条例	都市景観の形成に必要な事項 について、調査審議する。	6	0	2	0	8	5	3	○	1	1	4	論文及び 直接	-	○	○	-	1	○	1	0	-	○	○	有										有		
34	ホテル等建築 審査会	都市計画課	H17.5	条例	教育環境保全のた めの ラブホテル、パチ ンコ店及びゲーム セ ンターの建築等の 規制に関する条例	ホテル等の建築等に関する事 項を調査審議する。	5	0	0	0	5	3	2	×	-	-	-	-	専門的な知識が必要 なため	×	-	事業者や市民 より、直接委員 に問い合わせ等 が入る可能性 があるため	0	○	-	-	-	○	-	有											無	
35	東播都市計画事 業 西明石土地区画 整理(鳥羽新田 地区)審議会	区画整理課	H6.4	法律 条例	土地区画整理法 東播都市計画事 業 西明石土地区画 整理(鳥羽新田 地区)施行規程	換地計画、仮換地の指定及び 減価補償金の交付に関する事 項について審議する。	2	0	0	8	10	10	0	×	-	-	-	-	法で委員の選出区 分が定められてい るため	○	○	-	1	×	-	-	公正円滑な議 事運営及び財 産等個人情報 が含まれる案 件を取り扱うた め	×	-	有		被選挙権は施行地区 内の土地所有者及び 地権者に限られ(土 地区画整理法第58 条第1項)、また、立 候補 制、推薦制を採用 しているため、委員 構成について市が 関与する余地が ないため。								有		

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数													委員公募			委員名簿の公表			開催実績		会議の公開				会議録の公表		個別HPの有無	未達成理由					開催予定	備考	
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H26実績	公表しない理由	H26	可否	H26実績	傍聴者数(証)	公開しない理由	可否	H26実績	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)		会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H27					
																																					委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上			公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)
36	建築審査会	建築安全課	S53.4	法律 条例	建築基準法 建築審査会条例	建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決を行う。	6	0	0	1	7	4	3	×	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	×	-	審議の公平性・中立性を保持するため	4	×	-	-	法94条3項の公開による口頭審査等を除き非公開	×	-	無								有				
37	開発事業審議会	開発審査課	H20.5	条例	開発事業における手続及び基準等に関する条例	開発事業に係る工事の停止その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告した事業者が当該勧告に従わなかった場合の公表に係る事項及び当該条例の運用に関する重要事項の審議を行う。	3	0	0	0	3	2	1	×	-	-	法律、都市計画、建築又は行政に関する優れた知識及び経験を要するため	○	○	-	0	×	-	-	事業者の個人情報(氏名、住所等)の公表に係る事項を審議するため	×	-	有									有				
38	開発審査会	開発審査課	H14.4	法律 条例	都市計画法 開発審査会条例	開発許可等の処分に係る審査請求に対する裁決を行う。市街化調整区域における特別の開発許可等に関する審議を行う。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	専門的な知識が必要なため	○	○	-	1	○	1	0	開催2回のうち1回は非公開。1回は一部公開。個人情報保護のため。	○	×	有										有	審査請求にかかる審理のため。また、個人情報保護のため。		
39	大久保駅前(東工区)土地区画整理審議会	大久保駅前区画整理事務所	H12.4	法律 条例	土地区画整理法 大久保駅前土地区画整理事業施行規程	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金などの交付に関する事項について審議する。	2	0	0	8	10	10	0	×	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	-	0	×	-	-	公正円滑な議事運営及び財産等個人情報が含まれる案件を扱うため	×	-	有										有	被選挙権は施行地区内の土地所有者及び借地権者に限られ(土地区画整理法第58条第1項)。また、立候補制、推薦制を採用しているため、委員構成について市が関与する余地がないため。		
40	大久保駅前(西工区)土地区画整理審議会	大久保駅前区画整理事務所	H12.4	法律 条例	土地区画整理法 大久保駅前土地区画整理事業施行規程	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金などの交付に関する事項について審議する。	2	0	0	8	10	10	0	×	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	-	0	×	-	-	公正円滑な議事運営及び財産等個人情報が含まれる案件を扱うため	×	-	有										有	被選挙権は施行地区内の土地所有者及び借地権者に限られ(土地区画整理法第58条第1項)。また、立候補制、推薦制を採用しているため、委員構成について市が関与する余地がないため。		
41	公共下水道運営審議会	下水道総務課	S47.4	条例	附属機関の設置に関する条例	排水設備の設置等、公共下水道の使用料、下水道事業受益者負担金等に関することについて、調査審議する。	4	0	1	4	9	6	3	○	1	1	5	論文	-	○	○	-	0	○	-	-	○	-	有										無	当初は2割以上を達成したが、任期途中で1名が市外転居に伴い解任となったため	
42	明石市水道事業の今後のあり方懇話会	水道部総務課	H26.10	要綱	明石市水道事業の今後のあり方懇話会設置要綱	市民生活にとって欠かすことのできない水道水を将来も安全、安定かつ効率的に供給していくため、幅広く外部の意見を求め、明石市水道事業の今後のあり方として望ましい方向性を見出すこと。	4	0	3	0	7	5	2	○	1	2	3	論文	-	○	○	-	2	○	2	6	-	○	○	有										有	委員要件(学識経験を有する者・専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため
43	市立学校通学区域審議会	教育委員会事務局総務課	S41.10	条例	教育委員会附属機関の設置に関する条例	明石市立学校の通学区域の設定、変更等について調査審議する。	4	1	0	9	14	9	5	×	-	-	市民生活に直接的な影響がある審議事項であり、審議の中立性を確保するため、委員については、連合自治協議会役員、市立幼・小・中PTA役員などから委嘱しているため	○	○	-	8	○	8	38	-	○	○	有												有	
44	社会教育委員会	青少年教育課	S62.7	法律 条例	社会教育法 社会教育委員の定数及び任期等に関する条例	青少年教育に関する事項及び社会教育団体に対する補助金交付に関する事項について意見を述べる。	3	1	0	9	13	9	4	×	-	-	連合PTA・連合自治協議会・民生児童委員等団体の代表者を市民代表として委員に選出しているため	○	○	-	3	○	3	0	-	○	○	有												有	
合計							229	44	45	277	595	416	179	15	15	29	87		30	30		506	23	53	366		23	16													

(2) 規則・要綱等に基づくもの

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数										委員公募				委員名簿の公表				会議の公開				会議録の公表				未達成理由					備考	
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H26実績	公表しない理由	H26	可否	H26実績	応募者数(注)	公開しない理由	可否	H26実績	個別Pの有無	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H27		
1 「明石市民の警察官賞」表彰委員会	市長室	S56.10	要綱	「明石市民の警察官賞」表彰要綱	本表彰の適正と運営の公正を確保する事項(被表彰者の選考等)について審議する。	0	1	0	9	10	9	1	×	-	-	-	-	候補者の個人情報を取ったため	×	-	1	×	-	-	候補者の個人情報を取ったため	×	-	無								有		
2 長期総合計画推進会議	政策室	H23.7	要綱	長期総合計画推進会議設置要綱	明石市第5次長期総合計画の進捗管理に係る事項について、審議する。	2	0	5	9	16	10	6	○	-	1	4	17	論文	-	○	○	2	○	2	6	-	○	○	有								有	
3 工事成績評定委員会	工事検査課	H16.7	要綱	工事成績評定委員会設置要綱	建設工事の受注者からの工事成績評定に関する再説明の申出に対する回答についての審議を行う。	3	0	0	1	4	3	1	×	-	-	-	-	専門的な知識を要し、利害関係者等を除外するため	×	-	1	×	-	-	審議の公平性・中立性を保持するため	×	-	無								有		
4 健康管理委員会	人事課	H21.6	要綱	メンタル疾患職員への対応等に関する要綱	メンタル疾患職員への復帰支援及び療育の要否の判定を行う。	4	2	0	0	6	6	0	×	-	-	-	-	専門的な知識が必要なため	×	-	5	×	-	-	個人情報の取扱いのため	×	-	無								有	随時開催	
5 入札監視委員会	契約課	H14.11	要綱	入札監視委員会設置要綱	建設工事に関し、入札及び契約の過程等についての必要な事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	3	2	×	-	-	-	-	専門的な知識を要し、利害関係者等を除外するため	○	○	2	×	-	-	入札・契約制度に関する情報を取ったため	○	○	有									有	
6 (仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会	市民協働推進室	H23.2	要綱	(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会設置要綱	明石市自治基本条例第20条の規定により、協働の仕組みづくり及び推進方法を定める(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例に盛り込むべき項目及び内容、条例案の策定に関する事項を検討する。	2	0	2	8	12	7	5	○	-	1	1	7	論文及び面接	-	○	○	3	○	3	20	-	○	○	有								有	
7 市民活動サポート事業審査会	市民協働推進室	H25.4	要綱	明石市市民活動サポート事業要綱	市民から提出された公益的事業の審査を行う。	0	0	0	4	4	3	1	×	-	-	-	-	専門的な知識が必要なため	×	-	1	×	-	-	審議の公平性・中立性を保持するため	×	-	有								有		
8 予防接種健康被害調査委員会	地域医療課	S56.8	要綱	予防接種健康被害調査委員会設置要綱	予防接種に起因した事故の適正かつ円滑な処理について、調査審議を行う。	0	1	0	9	10	10	0	×	-	-	-	-	専門的な知識が必要なため	○	○	0	×	-	-	個人情報を取ったため	×	-	有								無	随時開催	
9 新型コロナウイルス対策推進協議会	地域医療課	H20.4	要綱	新型コロナウイルス対策推進協議会設置要綱	・行動計画に基づき行う施策の進捗に関する事項。 ・新型コロナウイルス対策を推進していくための課題に関する事項。 ・その他行動計画を推進するために必要な事項	0	4	0	14	18	18	0	×	-	-	-	-	当協議会関係機関相互の連携強化を図る目的で設置したものであるため	○	○	1	○	1	0	-	○	○	有								有		
10 地域自立支援協議会	障害福祉課	H22.2	要綱	地域自立支援協議会設置要綱	・障害者計画及び障害福祉計画を策定するに当たり重要な事項について調査審議する。 ・障害者計画及び障害福祉計画に定める施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査し、評価する。	1	0	4	14	19	11	8	○	-	2	2	6	論文	-	○	○	3	○	3	6	-	○	○	有								有	
11 福祉事務所入所判定委員会(老人ホーム入所判定委員会)	高年介護室	S60.4	要綱	福祉事務所入所判定委員会設置要綱	老人ホームへの入所措置や継続の要否について判定を行う。	0	2	0	6	8	8	0	×	-	-	-	-	厚労省通知で委員構成が定められているため	×	-	10	×	-	-	個人情報を取ったため	×	-	無									有	
12 地域包括支援センター運営協議会	高年介護室	H18.5	要綱	地域包括支援センター運営協議会設置要綱	・地域包括支援センターの設置等に関する事項。 ・地域包括支援センターの運営及び評価に関する事項。 ・介護保険以外のサービスとの連携形成に関する事項。 ・地域包括支援センターの運営に必要事項	1	0	2	7	10	5	5	○	-	0	2	5	論文	-	○	○	3	○	4	2	-	○	○	有								有	
13 地域包括支援センター在り方検討委員会(懇話会)	高年介護室	H25.4	要綱	地域包括支援センター在り方検討委員会設置要綱	・地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの設置に関して、在り方を検討する。	3	0	2	5	10	4	6	○	-	0	2	5	論文	-	○	○	4	○	5	7	-	○	○	有								無	
14 地域密着型サービス運営委員会	高年介護室	H18.8	要綱	地域密着型サービス運営委員会設置要綱	・地域密着型(介護予防)サービスの額を定めること。 ・指定地域密着型(介護予防)サービス事業所の選定に関する事項。 ・指定地域密着型サービス事業所等に従事する従業者に関する基準を定めること。 ・指定地域密着型サービス事業所等の設備及び運営に関する基準を定めること。	2	0	2	6	10	4	6	○	-	0	2	4	論文	-	×	-	5	×	-	-	事業所選定の公正の確保のため	○	○	有									有

4 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図

①判断基準

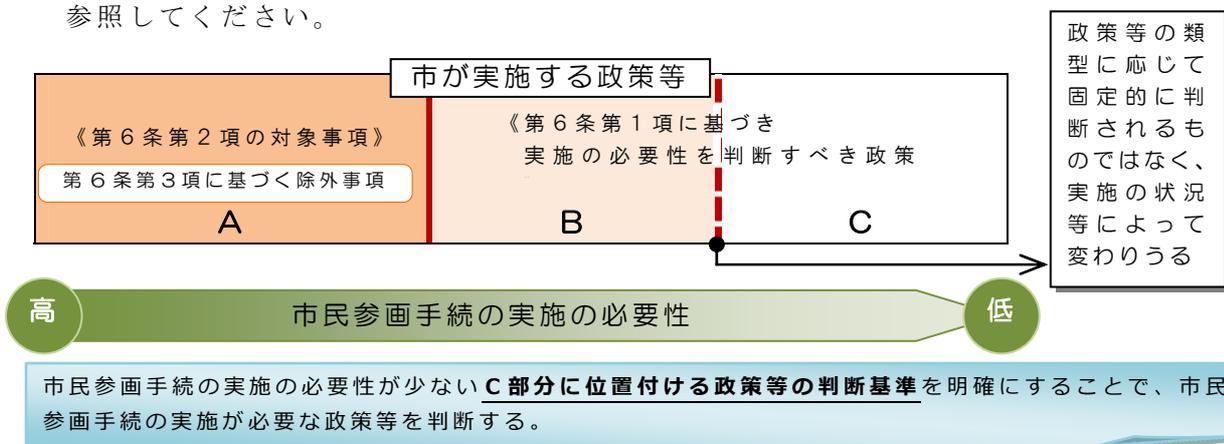
I 市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画手続を実施すべき政策等

市民参画条例第6条第2項で市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めていますが、それ以外の政策等については第1項で「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に手続を実施するものと定めています。

手続の実施の必要性を判断するに当たり、所管課ごとの認識の隔たりをなくすとともに、費用対効果についても考慮し、実質的な市民参画を推進するため、次のとおり基準を定めました。

なお、運用に当たっては、基準を画一的、限定的に捉えて必要性を判断するのではなく、政策等の内容や市民の関心、市民に与える影響等を踏まえて総合的に判断してください。

また、判断に当たっての流れは、別紙「市民参画手続の実施の判断に係るフロー図」を参照してください。



〔市民参画手続の実施の必要性が低いC部分に位置付ける判断基準〕【表1】

判断基準	
関心・影響	① 特定の事業者等対象者が限定されるもの ② 特定の地域の市民にしか影響を及ぼさないもの ③ 市の財政に及ぼす影響が小さいもの
内容等	④ 金銭徴収に関するもの ⑤ 予算で定まった金銭給付施策に関するもの ⑥ 法令等に基づく事項で、市長等に裁量の余地がないもの ⑦ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの ⑧ 関係法令の改正に伴う規定整備などの軽易な内容のもの ⑨ 特に緊急を要するもので、市民参画手続を行う暇がないもの ⑩ 方針等の策定段階で市民参画手続を実施しており、その推進等を行うために実施するもの

※A又はBに位置付けられる政策等であっても、別の法令に基づき市民の意見等を聴く手続を行った場合は、市民参画条例に基づく参画手続を実施することを要しない（第10条）。

II 市民参画条例に定める基準の例外

市民参画条例第8条、第9条及び第11条から第18条までに定める基準（複数の市民参画手法の併用、意見公募手続の30日以上意見提出期間、審議会等手続の委員数や公募市民の割合など）について、市の努力だけでは将来にわたって達成が不可能なものや、

一律に当てはめることが合理的でないものがあります。

そのようなものについては、表2に例示するような適正と判断できる理由があれば、基準の例外として取り扱うこととします。但し、安易に基準の例外とするのではなく、本当に基準が達成できないかを慎重に判断するとともに、例外としたものについても適宜見直しを行ってください。

【表2】

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
基本的事項	【複数手法の実施】	
	<ul style="list-style-type: none"> 影響を及ぼす相手が限定され、その相手先の関係団体等の意見を別途聞いているため。 複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。 	
	【期間】	
	<ul style="list-style-type: none"> 突発的な事例、想定外の実例が生じたため（例：国会の法案成立等により、急遽条例改正等に対応する必要が生じた等） 	<ul style="list-style-type: none"> 事務のスケジュール上（〇月に条例案を議会に上程する必要がある等）条例に定められた期間を設けることができなかったため。
	【結果等の公表】	
	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報など非公開情報を取り扱うため。 	
意見公募	【意見公募手続の実施】	
	<ul style="list-style-type: none"> 複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。 	
審議会等	【委員数・市民公募】	
	<ul style="list-style-type: none"> 委員構成が法律・条例・規則に規定されているため。但し、条例・規則については、改正の必要性の指摘もありうる。 ～のような専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる専門的な知識を有することが、市民公募では困難であり、その理由が明確である。 各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。 ⇒団体代表委員、地域選出委員に限定する理由が明確で、市民公募では困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ～のような専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる知識が専門的であることに限定する理由に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。 各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。 ⇒団体代表委員、地域選出委員に限定する根拠に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。
	【男女比】	
	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。 ⇒各種団体からの選出する者を代表とする必要性が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。 ⇒各種団体からの選出する者を代表に限定する理由に乏しく、団体代表として女性を選出できる余地がある。
	【委員名簿の公表】	
	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確でなく、公開可能と判断できる。

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
審議会等	【会議・会議録の公開】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。 ⇒ 公開することで、次回以降の選定等に影響がでる可能性が大きい。 ・ 法令により非公開となっているため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。 ⇒ 公開したとしても、次回以降の選定等に影響がでる可能性がないと判断できる。

Ⅲ 市民参画条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とする審議会等

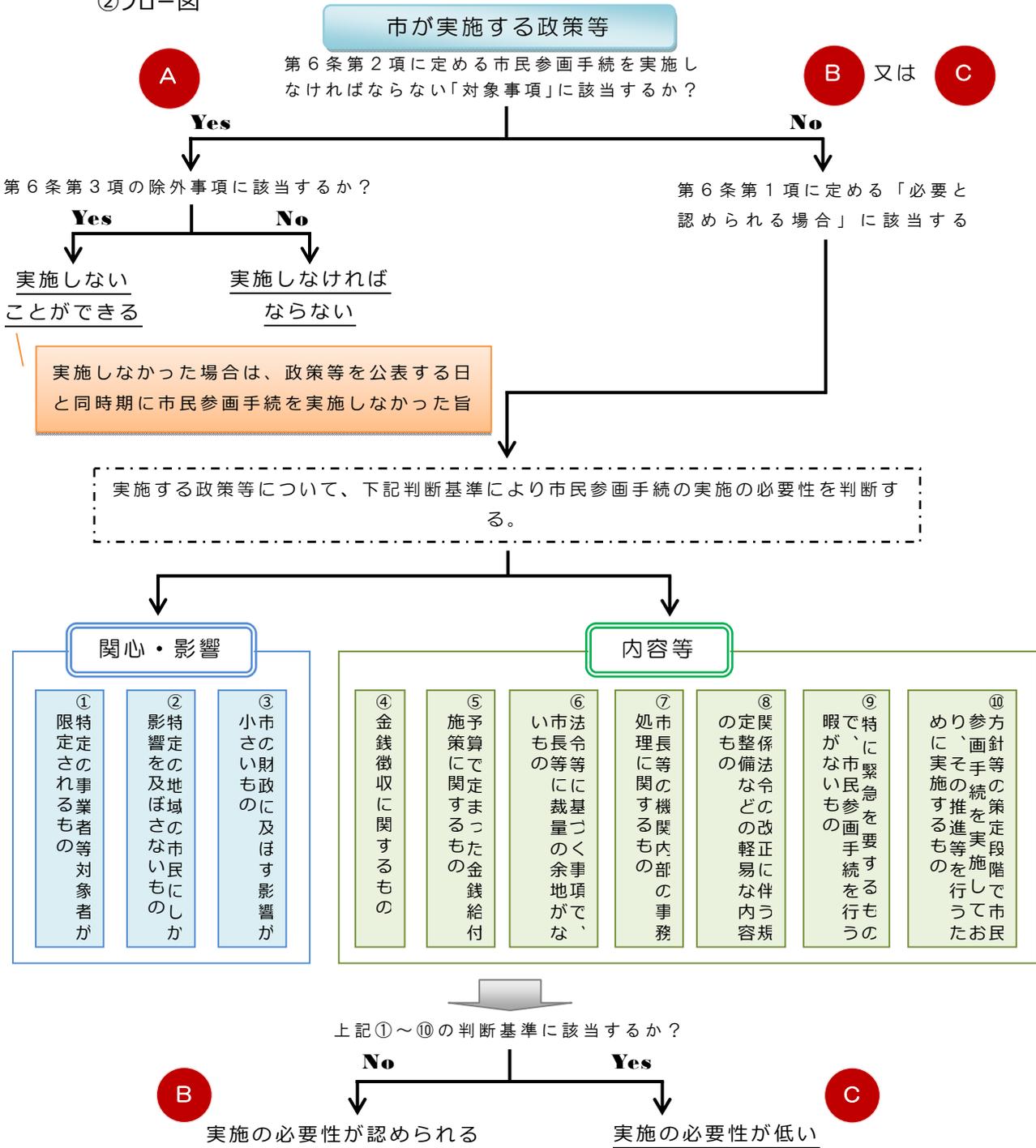
市が設置する審議会等には、特定の政策等の決定などに当たり設置するもののほかに、各課の経常的な事業の実施に当たり設置しているものが多くあり、一律に市民参画条例に基づき評価の対象とすることは合理的でないことから、条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とするものの範囲を表3のとおり決めました。

なお、評価の対象としない審議会等についても、条例に定める基準に準じて運営するとともに、実施状況を市民参画推進会議に報告し、ホームページ等で公表することとします。

【表3】

評価の対象とする審議会等	評価の対象としない審議会等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の政策等の決定などに当たり、諮問事項等について調査審議する審議会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常的な案件について判定・認定等を行う審議会等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画等の策定、評価、見直しについて調査審議する審議会等 	
計画の策定や改訂、重要な内容の変更について審議する場合	年次報告や進捗管理のような経常的な案件について審議する場合
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 一つの審議会等であっても、審議する内容により、評価の対象となるかどうか </div>	

②フロー図



【上記①～⑩の判断基準についての留意点】

- ①、②の基準の考え方により実施の必要性が低いと判断した政策等であっても、特定の関係者に対する説明会等の意見交換の機会を持つ必要がある場合も考えられる。
- 内容等における基準の④～⑨については、条例第6条第2項の対象事項に該当する政策等についての第3項の除外事項と同様の考え方となる。
- ②の基準の考え方は、対象となる政策等を特定の地域の市民にしか係らないものと捉えるのではなく、特定の地域内のことでその地域の市民だけで決められるものと捉えるものとする。